

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第3回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	平成26年10月31日（金）13:00～15:00
開催場所	寒川総合体育館 会議室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員：森会長、安田副会長、大西委員、江島委員、山根委員、長田委員、鈴木委員、小川原委員、南委員、小幡委員、竹内委員、若菜委員、中野委員、梅澤委員 ・ 事務局：【町】藤澤福祉課長、中澤副主幹、筒井主査、岡野主事 【生活相談室すまいる】矢澤 ・ 欠席者：古谷委員 ・ 傍聴者：なし
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) (仮称)寒川町障がい者福祉計画の策定について (2) その他 4. 閉会
決定事項	
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 福祉課長挨拶 2. 会長あいさつ 寒川町障がい者福祉計画につきましては、県の社会福祉協議会を中心としても、第4期障がい福祉計画に対して提言項目をまとめて、各市町村に申し入れをしており、4点ほどの提言を出している。 計画の策定における障がい者ニーズの把握の義務化、災害対策法の改正を踏まえた災害関係項目の明記、避難行動要支援者の把握や、身近な支援の体制作りに向けた県や市町村の行政の取り組みの支援、点字手話通訳等ボランティア育成、活動支援、日常生活自立支援事業、成年後見利用支援事業等に関する計画上の明確な位置づけ、重度重複障がい者等の支援における報酬単価の引き上げを計画に盛り込んで頂けるよう、県及び各市町村に要望している。

寒川町障がい者福祉計画について、前回は第3章まで議論して頂いたので今回は4章、5章を中心に議論して頂ければと思う。

【承認委員】鈴木委員、小川原委員

3. 議題

(1) (仮称)寒川町障がい者福祉計画の策定について

事務局: 前回の協議会と9月中旬までに頂いたご意見を反映した修正点を説明します。第1章には変更なし。

第2章の障がい福祉サービス別支給決定の状況に平成26年10月1日現在の町の事業種別ごとの支給決定人数、支給決定量を集計した表を追加。2. 前障がい者計画(やさしさプラン)の検証では、第1回目の協議会で承認頂いた表を追加。

第3章 基本理念では、「障がい者」の表記を「障がいのある人」に統一した。

第4章 障がい者計画、変更点については下線を引いてある。

1. 施策の体系では、前回までの変更点を反映した体系図になっている。

施策の展開について、

(1) 啓発・相互理解の促進は、啓発・広報の名称だったが、障がいの理解促進の意味合いが、広報では通じないというご意見があったため変更した。それに伴い、現状と課題を主旨の取りやすいよう訂正。具体的な施策では①広報・啓発活動の推進の2つ目、「町民からの要請に応じ、障がいをテーマとした出前講座を実施」という部分で、町で障害者団体等に依頼し、テーマに応じた講座を主催するという形に変えたらどうかというご意見を頂いた。考えとしては、すでに出前講座という制度が町にあり、その講座に新たに障がい分野を追加することを検討している。誤解を防ぐために用語解説に「出前講座」を追加した。②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進については、わかりにくいという意見を頂いたため、内容がわかりやすくなるよう整理した。

(2) 生活支援について、現状と課題の記述がわかりにくいのご意見だったため、修正。施策の方向では、サービスの提供を強く訴えていたのを、町で重要なのは、サービスの提供というより事業所の確保やサービス面の確保ではないかというご意見があり、それらを適切、有効に調整する相談機能が重要という主旨で、修正した。具体的な施策では、前回の分け方が、相談支援の充実、専門的な体制の充実の2つの分けけであったが、違いが分かりにくいというご意見があったの

で、①身近な相談窓口の充実、②専門的な相談体制の充実、③地域自立支援協議会の強化、の3つに分けた。また、②専門的な相談体制の充実で、発達障害支援センター「かながわA」の名前を追加。④障がい福祉サービスの充実で5) 日中活動系サービスの充実の文章の意味がわかりにくいということだったので修正。5) 難病患者に対する福祉サービスの充実で難病患者の方でも福祉サービスを利用できることの周知が進んでいないことをふまえ、「制度改正の周知とともに」を追加。6) サービス等利用計画の作成は、相談支援体制の充実からサービス等利用計画は、障がい福祉サービスを利用する上で必要な計画になるので、サービスの充実に入れた。

(3) 生活環境については、具体的な施策の①多様な住まいの確保において、①グループホームの整備、②建物等のバリアフリー化の推進という区分けを多様な住まいの確保とまとめた。④緊急時・災害時の情報提供の充実では、「各関係機関と連携しながら、聴覚障がいのある人を対象に」のところを、全障がいに対象広げられないかというご意見があったが、神奈川県警、消防署の事業になるので、そのままにさせて頂いた。また「119番通報できるように、今後、茅ヶ崎市と共同整備」の文言を、「防災情報や防災無線情報等については、メールでの配信」を新たに追加。⑤見守り体制の充実ではSOSネットワーク事業の周知の説明が④に入っていたが、⑤に移動。

(4) 教育・育成について、現状と課題、施策の方向については、前計画から変えている。具体的な施策に関しても、制度改正があったので、児童発達支援、放課後等デイサービスなど制度に合わせて修正。

(5) 保健・医療の具体的な施策では、①母子保健の充実で、5歳児検診を加えられないかというご意見があったが、担当課に確認し、法で義務化されていないということ、周辺の市町村でも実施の予定がないということで、見送る形になった。2つ目の部分を「臨床心理士」に修正。「福祉サービス等」が抜けていたので追加。

(6) 雇用・就労の具体的な施策では、⑥職場体験事業の充実で町内の企業での職場体験についての文言を追加。⑦町職員の障がいのある人の雇用推進で、今年度から身体障害者の手帳をお持ちの方を対象に町の職員の採用募集があり、それに併せて、募集を全障がいに広げて欲しいというご意見を頂いたが、今年度始めたばかりで、全障がいを明記するのは難しい。「町での雇用において、障がいのある人の法定雇用率の達成に努めます」という記述で反映させてもらった。他に「就労前の訓練等々の支援」というような記述にして欲しいというご意見

を頂いたが、町の方で直接的に支援するというより、事業所等々で訓練する意味合いで考えているため、④福祉的就労の充実の「一般就労が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等福祉的就労の場の確保」という文言にさせて頂きたい。

(7) 情報・コミュニケーションは修正なし。

ご協議頂いてご意見頂きたい。

会 長：第4章について、ご意見を頂きたい。

委 員：47ページの3)居宅系サービスの充実の「支援入所」を「施設入所」に訂正。49ページの3)生活環境の現状と課題の「回収」を「改修」に訂正して欲しい。

委 員：51ページの④緊急時・災害時の情報提供の充実で、メールの配信は聴覚障がい者の方に限られるのか。10月の台風の際は、寒川は防災無線のみだったと思うが、今どうなっているか。

もう一点、相談支援事業所で立てている計画相談の10月1日の進捗状況が入っていたが、あとどのくらい計画を立てる方がいるのか、それに対してどのくらい対応ができるのか。グループホームで支援しているが、どこの市町村も進んでおらず、住んでいるのは寒川町で援護の実施の市町村で受けることが難しい。受けるとしてもその相談支援事業所がこちらまで来て、作成するのか、交通費どうするのか、なかなか統一できていない。前回の協議会で、もう1箇所相談支援事業所を増やす方向というお話があったが、今の現状、今後の見通しをお聞かせ願いたい。

事務局：一点目の51ページの防災情報や防災無線情報等は、対象は聴覚障がい者という形ではなく、登録して頂ければ配信可能。障がいのある方、全町民が対象である。

相談支援の計画相談の進捗状況だが、9月末現在、計画相談支援の導入率は、自立支援給付で58.3%になっている。10月1日から、町内に相談支援事業所の指定特定の部分、ケアプランを作成して頂ける事業所を新規で1か所指定している。当面は主に児童を対象に計画を立ててもらい、少し慣れてきたら、大人の方の計画もやって頂きたいと思っている。指定は児童、成人両方を取って頂いている。相談支援事業所の援護地の話があったが、援護している市町村で進め方があるので、統一的な見解が取れていないのが現状。寒川町においても、他市にいらっしゃる方の援護地の部分でも、その自治体をお願いをして、対応が可能なかどうか、十分事前の調整をした上で、協力のもと進めているのが現状。

委員：前回台風の時来たメールは、市町村からはなかったのか。ソフトバンクで避難勧告が出た。平塚市と藤沢市は、避難勧告が出ていたので行政と携帯会社が提携しているのかと思った。出かける先がどうなっているのか、今出かけている人たちが帰って来られるのか、近隣の市町村の情報が欲しい。そのような情報があれば、外に出ても大丈夫なのかわかる。登録は広報を見れば良いのか。

事務局：広報8月号、寒川町メール配信サービスの登録方法が載っている。登録をすると、災害情報、防災無線の情報も入ってくる。携帯会社との提携については、危機管理課に確認する。

委員：54ページの母子保健の充実で、5歳児健診の話があったが、軽度の発達障がい、3歳児健診ではもれてしまうことが多い。3歳までというのは言葉の遅れから知的障がいを発見していくもので、その時に言葉が話せるとそのまま障がいがあることがもれてしまう。その後の保育園、幼稚園に入ってから集団生活の中で問題が起こり、発見されることが多い。集団に入った時に、健診をする手立てがあれば、発達障がいを見つけることができる。是非次回の計画には、5歳児健診のことを入れて頂きたい。

委員：昔は集団についていけない子どもは、ひまわり教室に通って、そこで相談を受けたり、障がいがあるかわからない時点で、色々な確認や対応ができた。今これだけサービスが充実してきて良い反面、サービスを利用しなければいけない形になっていて、3歳児、5歳児の時にひまわり教室に行ってみればと言われても、支給決定を受けなければいけない。その時点で障がい受容を迫られる。

事務局：障がいの受容は大きな課題として捉えている。国や町の考え方としても、障がいがあるないに関わらず、お子さんの支援については、子育ての支援の枠組みの中で捉える方向性が出ている。サービスになってしまうと、障がいの部分も関わってくるが、相談の部分や、入り口の部分については、子ども青少年課になり、ひまわり教室の事業も移管している。最初に障がいの方で受けるとハードルが高い。この件については、子育ての部分も計画の見直しがあり、その部分も含めて、子育ての計画の中にも障がいがあるないに関わらず、お子さんの相談について対応するというので、計画性を持って進めている。なるべくハードルが低い方が親御さんも相談しやすく、早期に療育に携われると考えている。

副会長：幼少期から小学校低学年については、発見しづらい障がいがあるので保育園、幼稚園の先生、小学校の先生方でも対応に困っていることが

ある。53ページの(4)教育・育成の①「関係機関との連携を深め」とあるが、具体的に幼少時の関係機関として、保育園、幼稚園の先生、小学校の先生たちの内容を少し盛りこんで頂きたい。5歳児健診はどこでも課題になっている。幼稚園、保育園の先生、小学校の先生たちとうまく連携が図れることでだいぶ生活がしやすくなる。そこをご検討頂けるとありがたい。

①障がい児通所支援等福祉サービスの充実の3点目のところ、「内容等を定めたサービス等利用計画」とあるが、児童については別の言い方だと思うので確認して欲しい。(4)教育・育成の現状と課題にレスパイトケアの充実が必要と記載があるが、お子さんと通所系サービスでも対応できると思うが、利用契約制度になってから、お子さんの入所施設でのレスパイトが利用しづらい現状があるので、短期入所等の利用についても盛り込んで欲しい。

事務局：53ページの具体的な施策の関係機関のところをもう少し具体的に表記していく。児童に関してのサービス等利用計画についての名称は、調べて正しいものに訂正する。52ページのレスパイトケアについての記述が、短期入所の部分も含めた上での記述ができるような工夫をさせて頂く。

委員：障がい福祉計画が立てられると、サービスの計画になってしまう。実際には、皆の生活はそうではない。行政なので法律に基づいて動いていると思うが、協議会の中で色々な意見を出して頂いて、町内に住む方が、その人らしい生活ができるような臨機応変な対応が、これからの地方自治に求められる。是非その人に必要なものの判断ができるような体制や話し合いができるようにして欲しい。

会長：5章の方に話を進めたい。

事務局：5章 障がい福祉計画

1. 平成29年度目標値の設定（61ページ～64ページ）

今回新しく追加になった部分を中心に説明をします。61～64ページの目標値の設定が、区分けが（1）～（5）になっている。

(1)施設入所者の地域生活移行に関する目標値は前回から変わらず。

(2)入院中の精神障がい者の地域への移行に関する目標設定では、国の基本的指針としては書いてある通りになるが、下の【町の現状と考え方】は作成中となっている。県で入院中の患者数も調査しているので、その調査数を見込んで計画数値を作っていくたい。最終的に3年後に目標が達成できたかどうか振り返りをするのに、具体的な数値が欲しいと思っている。県からデータを待っているところである。

(3)地域生活支援拠点等の整備では、現在行っている地域拠点事業配置事業があり、医療的ケアなど特別な配慮が必要な方の短期入所の受け入れを行っている。それを地域生活支援拠点と定めていきたいと考えている。

(4)福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定は、変更を示す点線が入ってしまっているが、変更はない。

(5)障がい児支援のための計画的な基盤整備では町の考え方を記載した。

2.障がい福祉サービスの種類と見込量

前回の協議会でご意見頂いた部分の変更点の説明。ほとんどが国サービスになる。26年9月末現在までの実際の利用量を26年度の実績の中に入れた。重度訪問介護（65、67ページ）の説明の内容で、「重度の障がい者（知的障害者・精神障害者）」を入れて欲しいというご意見があったので追加。

(2)日中活動系サービス

・就労移行支援、支給量に関するご意見があったが、国の指針等が出ているので、元の数字のままにしている。

・短期入所、介護者のレスパイトという記述を入れて欲しいというご意見があり、修正。

(3)居住系サービス

・共同生活援助、実績に基づき、27年度から29年度の見込量を増加。

(5)障害児通所支援（児童発達支援）

・児童発達支援、【現状と実績】の25年度から26年度の実績の人数が1名増えたので、平成29年度は18名を見込んだ。

(6)障がい福祉サービス見込量確保のための方策、84ページの文中の在宅生活を送る環境の整備や場の充実で、「障がい理解」という言葉を入れて欲しいというご意見があり、「民間企業や事業主に対して障がいの理解」を追加した。

3.地域生活支援事業の見込量

26年9月末現在までの実際の利用量を26年度の実績の中に入れた。2.障がい福祉サービスの種類と見込量（6）障がい福祉サービス見込量確保のための方策に、前回まで成年後見制度利用支援事業について記載していた文面を、103ページ、相談支援体制の強化に移動し、「財産を守る」という表現から「権利を守る」という表現に変更。

会 長：事務局から説明があったが、ご意見があったらお願いしたい。

委 員：65、67ページの重度訪問介護に身体障がい者が入っていない。

事務局：ご指摘の通り、身体障がいの方も入って、知的障がいの方、精神障がいの方が入る。制度改正前だと身体障がいの重度の方が対象であったが、制度改正後、知的障がいの方も精神障がいの方も、重度の方であれば対象になるので訂正する。

委員：82ページの放課後等デイサービスの26年度9月の実績が152だが、29年度までの見込量がその半分くらいになっている。これでは少ないと思う。実績から考えるとサービスの見込量はもっと増えても良いと思うが、その理由を説明して欲しい。また、93ページの29年度までの移動支援事業の見込量で、利用者数は増えているが、延べ利用時間等が減っているの、どういうことか、説明をして欲しい。

事務局：82ページの放課後等デイサービスの利用の数字について、急激に25年度から26年度にかけて伸びている。全体を見た時に、急激な伸びだけを見ているわけではなく、24年度からの伸びも計算して、97という数字にしている。93ページの移動支援の部分だが、実利用人数は増やしていて、延利用者数については、実績の部分では少しずつ減っている。実績に基づいて、そのまま29年度の見込みについては減らした状況になっている。延利用時間数についても合わせて減らしている。

副会長：H26年度が9月末実績ということで、半年分なので、事業所が新規にできて、利用者数が上がってきていると見込むと、1年間を通すとこの倍を見込む必要があると思う。今後も全体的に町内だけでなく近隣市においても、日中一時支援事業から、放課後等デイサービスに各事業所が切り替えている状況にある。この部分については、放課後等デイサービスの見込量は、今後の流れの中で考えると修正した方が良くと思うので、ご検討頂きたい。

事務局：放課後等デイサービスの関係で、ご指摘頂いたことについて精査した方が良く思っている。町内で放課後等デイサービスの事業所も今年度新規で1事業所増えた。未就学児、学齢児、成人というライフステージに合った支援をしていく国の目的のもとで、放課後等デイサービスが新設されている。町では社会資源がスタートの時から少なく、本来、ライフステージに合ったサービスの利用を目的として考えている国の方針が、町では追いついていない状況にある。町に新規で事業所が増えたことと、近隣の市町村でも日中一時支援の部分から放課後等デイサービスに移行が進んできている中で町として今後その部分を精査させて頂き、本来の利用者に合ったサービスが提供できるようにしていくことが望ましいと考えている。

委員：62ページ(2)入院中の精神障がい者の地域への移行に関する目標設

定のところで、町も非常に悩むところではないか。入院者を抱えている病院も悩むところである。実際、新規入院者、3ヶ月以内の退院率64%は、すでに急性期治療病棟という病棟を持っている病院ではほぼ達成している。新規入院者のところで、50~80%の確率で3ヶ月以内の退院は、ほぼ達成されている。新規入院者で課題になるのが、福祉サービスを導入する際に治療の目安がつくのが2~3ヶ月手前で、そこからサービス提供までの期間が、認定から調整まで1ヶ月半~2ヶ月かかってしまう。その期間の問題が一つある。

もう一つ、一番悩ましいのが、それで退院できない方の1年以内の退院と長期在院者の退院の問題がある。現在、精神でのサービスというのは、重度の生活支援の方が少し導入できるかもというところがあるが、実際に長期在院者は、家族が高齢化していて家に帰れない状況がある。自宅に帰れないと、単身生活またはグループホームになるが、そこでグループホームという枠組みの中で考えると、24時間看護師が見ないといけない方や退院できる方が退院してグループホームに入っているため、重度の方が病院に残っている。そのような簡単に退院できない方々に対し、従来のサービスを越えなければ退院させられないので、どういう形で町と一緒に考えていけるのか。

社会的入院の方々に残っている方は高齢で65歳以上の方や、精神症状の重い方になっている。それに対してどう支援を入れていくか。目標設定をどう考えていくか、県と調査だけで済むのかというところで、今後検討の部分だと思っている。

事務局：今のご説明を含めて、受け皿がなければ目標を立てられないのではないかということであると思う。精神の支援がサービスの中でも足りていない、社会資源の問題の部分が大きく関わってきてしまい、町の問題でもありながら、社会的問題でもあると捉えている。各市町村の目標の立て方を悩んでいる。ここの場でのご回答は現時点では難しいので、今日お話を頂いた病院の状況を、今後お時間を頂いた中で考え、目標を設定していけたらと思う。ご理解頂きたい。

委員：相談支援事業所が1か所新規にできたのは、どこになるのか。87ページの基幹相談支援センター必要性の検討という記載があるので、次の計画で設置をお願いしたい。

また、国の制度を利用していない会員が、サービス等利用計画を立てられなくて困っている状況もある。基幹相談支援センターができれば作成の援助もやって頂ける話を聞いた。セルフプランの方も作成の支援を受けて、サービス等利用計画の作成も可能になってくる。次の計

画では、基幹相談支援センターの設置をお願いしたい。

事務局：一点目の10月に指定特定相談支援事業所は、一之宮にあるのぞみケアマネクラブになる。サービス等利用計画を作成して頂く事業所になる。委託相談も受けている相談支援事業所は、現在すまいる1か所であるが、平成29年度に事業所をもう1か所町内に新規で設けて2か所の設置を考えている。現状では、町内に1か所しかないので、基幹相談支援センターの役割が果たせていない状況がある。今後、複数の相談支援事業所が設置されてくれば、相談支援事業所としての基幹型の部分を担う事業所の役割は必要になってくる。相談支援事業所の進捗状況にも関わってくることなので、町としても必要性は考えていて、今後の進捗状況に応じて検討していきたい。

副会長：62ページの（3）地域生活支援拠点等の整備のところでは、医療的ケアという言葉になっていて、52ページのところでは、医療ケアという表記になっている。どちらかに統一した方が良いと思っている。

事務局：本日、色々ご意見頂いた部分を最終的に計画の素案としてまとめさせて頂く。12/9～1/7まで30日間、素案としてパブリックコメントを実施予定。パブリックコメントの結果を踏まえて、皆様にご報告させて頂き、町案として委員の皆様にお示しして、県と協議を行った上で、町の計画を策定していくスケジュールを考えている。

全体を通して、字体の整理、表現のところの不備があり、ご指摘を頂いているので、その部分は事務局に一任頂きたい。表現も含めて全体的に再校正を取らせて頂き、パブリックコメントを実施していきたいと思っている。

（2）その他

事務局：寒川町障害者事業所展示即売会につきりマーケットについて

障がい者週間に合わせて、12/9～12の日程で10:00～15:00まで町民センター1階ロビーで開催。町内の障がいを持った方が事業所で作った手作り品、食品を販売予定。

- ・就労に困難を抱える若者の理解と支援の研修

11/19（水）に開催予定。

次回、第4回協議会

平成27年2月3日（火）13:00～ 町民センター講義室3階

副会長：これから数年の町の障がい福祉の方向性を決めて頂く計画について沢山のご意見が出て、これからまた事務局の方については、皆様のご意見を盛り込んで修正案を作って頂き、より良い計画が作っていただけるように頑張りたいと思います。

	<p>皆さんの意見を大事に受け止めて頂けると事務局の方からもご返答を頂いているので、また次の計画を楽しみにしたいと思います。</p> <p>4. 閉会</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<p>第4章 障がい者計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 47ページ(2)生活支援、④障がい福祉サービスの充実の「支援入所」を訂正。 ・ 49ページ(3)生活環境の現状と課題の「回収」の誤字を訂正。 ・ 52ページ(4)教育・育成の現状と課題に短期入所のレスパイトの記述を入れる。 ・ 53ページ(4)教育・育成の具体的な施策「関係機関との連携」とあるが、具体的な表記への変更。 ・ 53ページ(4)教育・育成の具体的な施策において、「サービス等利用計画」を「障害児支援利用計画」に訂正。 ・ 発達障がいは、3歳で言葉が話せると障がいがあることがもれてしまう。保育園、幼稚園等の集団の中で障がいが見つかることがあるので、次回の寒川町障がい福祉計画には、5歳児健診も入れて欲しいというご意見を頂いた。 <p>第5章 障がい福祉計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 62ページ1.平成29年度目標値の設定の(2)入院中の精神障がいの地域への移行に関する目標設定において、県の入院患者数の調査もふまえ、町の現状と考え方について目標を考えていく。 ・ 65ページ、67ページの重度訪問介護の説明において、身体障害者を追加する。 ・ 82ページ(5)障害児通所支援〈児童発達支援〉〈3〉放課後等デイサービスについては、サービスの見込量を精査していく。 ・ 87ページ基幹相談支援センターについて、基幹相談支援センターの設置を、次回の障がい福祉計画に載せて欲しいというご意見を頂いた。 ・ 52ページ(4)教育・育成中の「医療ケア」と62ページ(3)地域生活支援拠点等の整備中の「医療的ケア」の表記を統一する。 ・ 各サービスの実績について、平成26年度は9月までの半年分の 		

	<p>数字になるので、1年分の数字で考えるとその2倍になるので、それをふまえて、計画の見込量に反映して欲しいというご意見を頂いた。</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寒川町メール配信サービスを登録すると、災害情報、防災無線の情報が入るが、委員より携帯電話会社との提携についてどうなっているかというご質問を頂いた。事務局より危機管理課に確認する。
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ (仮称)寒川町障がい者福祉計画（案）【資料】 ・ 第2回寒川町地域自立支援協議会議事録 <p>当日配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寒川町障害者事業所展示即売会にっこりマーケットチラシ ・ 就労に困難を抱える若者の理解と支援チラシ ・ 「発達障がいを知っていますか？」 ～スペアちがさき10年のあゆみとともに～の記念誌
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>鈴木 道子 小川原 寿恵</p> <p style="text-align: right;">(平成27年 1月 9日確定)</p>